

出生届 兼 育児休業に伴う認可保育所等入所継続届

(宛先) 茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

年 月 日

子ども	氏名	フリガナ	利用している 保育所等		
	生年月日	年 月 日	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス
	氏名	フリガナ	利用している 保育所等		
	生年月日	年 月 日	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス
保護者	氏名	フリガナ	電話番号		
生まれた 子ども	子どもの 名前	フリガナ	生年月日	年 月 日	

出産後の状況について、次のとおりに届出します。（いずれか1か所にチェック☑してください）

☐ 保護者のいずれか、または両方が、育児休業を取得する
また、入所児童の環境の変化に配慮する必要があるため、育児休業中も引き続き認可保育所等の利用を希望する

- ◎ この制度は、育児休業取得対象児童が満1歳になる日の月末まで入所継続することが可能です。
- ◎ 制度の利用期限までに復職することが条件です。退職・転職等により、育児休業を取得した勤務先に復職しない場合、退園となります。
- ◎ 育児休業の開始日の翌月（開始日が1日の場合は当月）から、保育必要量が短時間認定となります。

育児休業 予定者 取得	氏名	フリガナ	育児休業期間 ※最大、満1歳 になる月の月末まで	年 月 日 から
		□ 父 □ 母		年 月 日 まで（予定）
		フリガナ		年 月 日 から
		□ 父 □ 母		年 月 日 まで（予定）

- ※ 育児休業の対象となっている子どもが認可保育所等を申請しており、毎月の入所審査において継続してやむを得ず待機となっていて、かつ、育児休業を延長する場合は、最大、当該子どもが2歳になる日の月末まで、この制度を利用することが可能です。
- ※ 育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用中に、次の子どもを出産する予定となった場合、現在取得中の育児休業から復職せず連続して次の子どもの産休・育休に入り、再び育児休業入所継続制度を利用することは原則できません。一度復職し、復職したことがわかる就労証明書の提出があれば、再度育児休業入所継続が可能です。復職しない場合、育児休業入所継続制度を利用している子どもは退園となります。

☐ いずれの保護者も育児休業を取得せず、母は産後休暇終了後に復職する ⇒ 産休終了後、復職したことがわかる【就労証明書】を提出してください。

出生した児童 の預け先等	☐ 在宅での就労のため自宅保育	☐ 認可外保育施設・職場の託児施設	☐ 祖父母にみてもらう
	☐ その他（ ）		

☐ 退職する ⇒ 産後休暇終了日の翌日を含む月末で退園となります。【退園届】を提出してください。

☐ 妊娠・出産要件で保育所等に入所している ⇒ 産後休暇終了日の翌日を含む月末で退園となります。

☐ 「就労」「妊娠・出産」以外の要件で保育所等に入所している ⇒ 現在の要件のまま継続利用となります。

